

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

### 目次

- ◇告示 廃の廃止並びに指定
- 定期計量器検査の実施
- 建設業者の登録まつ消
- 土地改良区の定款変更等認可
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- 土地改良区の定款変更等認可
- 土地改良区設立の認可申請
- 土地改良事業計画の認可申請

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十号

鳥取県会計規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号）第二条の規定による廃を次の通り昭和二十八年五月一日廃止並びに指定した。

昭和二十八年五月二十六日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
廃 止 指 定  
鳥取県気高保健所 鳥取県浜村保健所

鳥取県告示第百三十一号  
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十三条の規定により、東伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十八年五月二十六日	鳥取県知事	西 尾 愛 治
検査期日	検査区域	検査場所
六月一日	東伯郡小鹿村	小鹿村特設計量器検査場
〃 二日	〃 三徳村	三徳村
〃 三日	〃 三朝村	三朝村
〃 四日	〃 旭村	旭村
〃 五日	〃 竹田村	竹田村
〃 六日	〃 西郷村	西郷村

〃 八日 〃 関金町 関金町  
 〃 九日 〃 〃 〃  
 〃 十日 〃 上小鴨村 上小鴨村  
 〃 十一日 〃 社 村 社 村  
 〃 十二日 〃 北谷村 北谷村  
 〃 十三日 〃 高城村 高城村  
 検査時間は、午前九時から午後三時までとする。

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
 鳥取県知事登録 昭和二十六年 栄建設工業所  
 (乙) 第二一〇号 三月二十二日

鳥取県告示第二百三十三号  
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。  
 昭和二十八年五月二十六日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

主たる営業の所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日  
 東伯郡栄村大字亀谷 伊藤長五郎 昭和二十八年三月二十二日

鳥取県告示第二百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、羽合土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年五月二十二日認可した。  
 昭和二十八年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

向徳村別所土地改良区

杉村 利壽 西伯郡向徳村大字別所  
 前田 徳夫 〃  
 小林 功 〃  
 前田 巖 〃  
 杉村 正市 〃  
 杉村 範二 〃  
 樋口 薫 〃  
 末恒村内海川土地改良区 気高郡末恒村大字内海

三橋 寛治 大字内海中  
 三橋 豊藏 〃  
 三橋 政好 〃  
 松本 金六 〃  
 上野 澄 大字内海中  
 田中 林藏 〃  
 山田 整夫 大字御熊

前川 昇 〃

宝木村水尻土地改良区

川田 良一 気高郡宝木村大字奥沢見  
 松本 壽美 〃  
 河口 重光 〃  
 山本 国治 〃  
 梅原 静雄 〃  
 森本 義政 〃

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、日置谷土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年五月二十日認可した。

昭和二十八年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五条第一項の規定により、東伯郡東郷町大字別所河原政信外十五人の者から東郷町別所土地改良区の設立について予備審査の申請があつた。よつて同法第六条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

二、縦覧期間

昭和二十八年五月二十七日から同年六月十五日まで

三、縦覧の場所

東伯郡東郷町役場

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき

意見がある場合は、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、七箇郷土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八条第五項において準用する第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九条において準用する第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二、縦覧の期間

昭和二十八年五月二十七日から同年六月十五日まで

三、縦覧の場所

西伯郡天津村役場

四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

昭和四年  
五日第三種郵便物認可  
発行日 火、金

印 發  
り 行 鳥  
刷 鳥 取  
所 縣 鳥  
鳥 取 鳥  
取 市 東  
取 東 町  
縣 町 取  
印 取  
所 縣

本年度こそは！

# 良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。  
孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。  
尙鳥取駅前販売部（印刷部連絡所を兼）を開致致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。  
遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

## 予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の  
デパート 鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268（日赤前入る）  
電 2 7 3 1  
出張所——鳥取駅前（うゑき旅館前）